

## 障害福祉施設における原油価格物価高騰対策支援補助金 申請について

### 1. 対象経費について

障害福祉施設における光熱費及び燃料費経費

⇒光熱費は電気代・ガス代、燃料費はガソリン代・灯油代・軽油代・重油代等が対象となります。  
水道代は対象外となりますのでお気をつけください。

### 2. 補助金額

**1 事業所あたり 20 万円を上限**

⇒複数のサービスの指定を受けている場合、該当のサービスが稼働しており、経費が発生していれば1つのサービスにつき1事業所として取り扱います。

(例: 児童発達支援と放課後等デイサービスの指定を受けており、それぞれ稼働している場合  
⇒2事業所分 40万円を上限に申請可能)

### 3. 経費の対象期間

**令和 5 年 8 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日に支払いをした経費**

⇒現金等の場合は領収書等の日付を、銀行振込やクレジットカードでお支払いの場合は口座引き落とし日を経費の日付とします。支払日が上記期間内であれば、令和5年7月31日以前に使用した燃料費・光熱費も対象となります。

### 4. 提出に必要な書類について

(1)障害福祉施設における原油価格物価高騰対策支援補助金交付申請書(第 1 号様式)

(2)障害福祉施設における原油価格物価高騰対策支援補助金交付請求書(第 2 号様式)

⇒法人の代表者印の押印が必要となります。

(3)補助対象経費に係る領収書の写し(別紙 1)

⇒基本的には金額及び支払日がわかるものが必要となります。

領収書またはレシート(購入日時、品名、金額、消費税等が記載されているもの)をご提出ください。また、口座振替やクレジットカードでお支払いの場合は、引き落とし日がわかる書類(通帳の写しやクレジットカードの明細等)を必ず添付してください。

※申請経費について、補助上限額を上回る場合には期間中に発生した経費の全額を申請する必要はございません。上限額を少し(数万円程度)上回る金額での申請をお願いいたします。

※事業所が複数ある場合には事業所ごとにご用意ください。(経費が切り分けられない事業所についてはまとめてご申請ください。)

(4)事業所一覧表(別紙 2)

⇒別紙 1 の枚数(=事業所数)に応じて行をご記入ください。

以下は必要に応じてご提出ください。

(5)委任状

⇒法人名または代表者名と口座名義が異なる場合にご提出ください。